

能登町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
23	20,405	16,701,284	179,618	2,422,689	14.5	15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

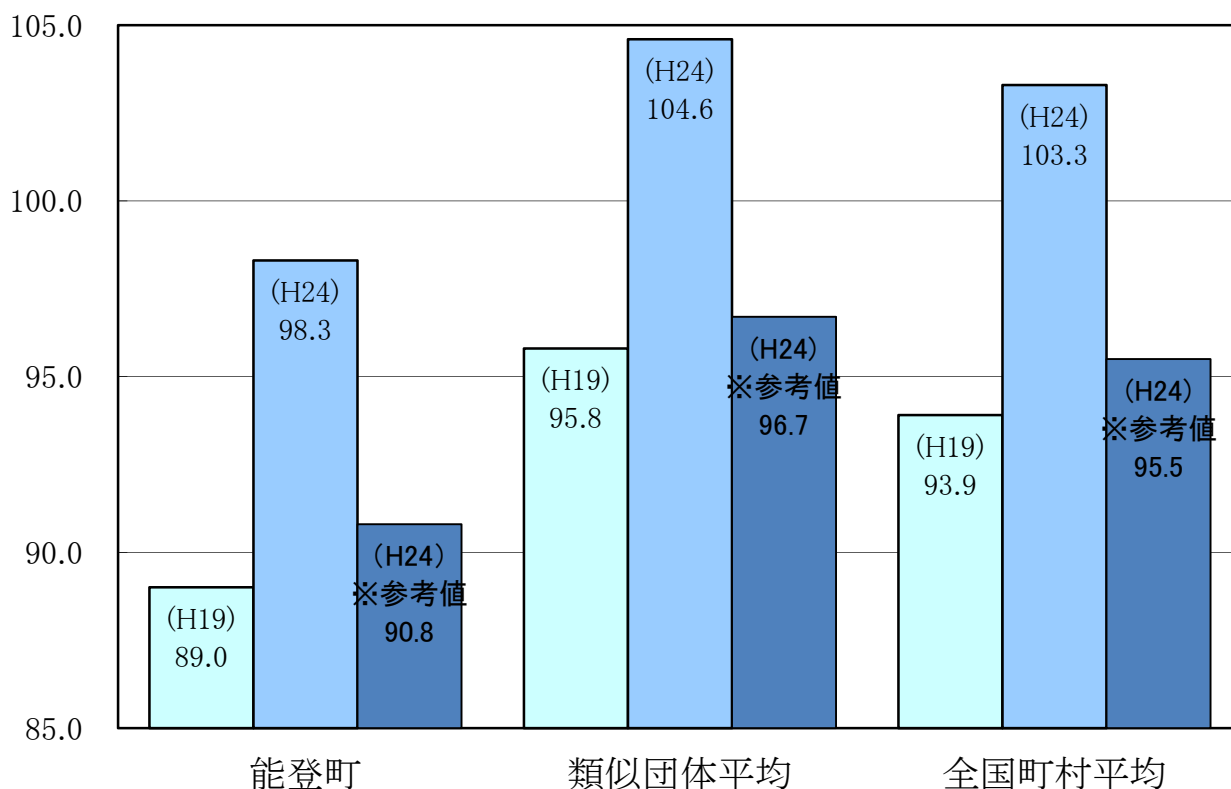
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23	268	920,436	74,597	326,123	1,321,156	4,930	5,762

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

能都町、柳田村及び内浦町の3町村が、平成17年3月1日に合併し能登町となった。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

単位：円

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
能登町	43.8 歳	308,163 円	333,915 円	324,846 円
石川県	42.4 歳	325,721 円	407,644 円	358,291 円
国	42.8 歳	304,944 (329,917) 円	- 円	372,906 (401,789) 円
類似団体	42.8 歳	320,717 円	376,072 円	352,117 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
能登町	49.9 歳	41 人	253,741 円	277,897 円	264,065 円	-	- 歳	- 円	-
うち清掃職員	47.1	8	256,287	294,125	273,925	廃棄物処理業従業員	44.7	288,200	1.02
うち校務員	45.2	10	237,170	252,750	247,890	用務員	53.5	206,600	1.22
うちその他	52.9	23	260,060	284,239	268,539	-	-	-	-
石川県	50.2	297	330,407	380,879	350,699	-	-	-	-
国	49.7	3479	270,465 (285,030)	-	307,506 (323,181)	-	-	-	-
類似団体	49.4	15	287,711	313,646	303,886	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
能登町	円	円	-
うち清掃職員	3,540,255	3,989,200	0.88
うち校務員	3,041,828	2,861,400	1.06

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針
 地方自治体の技能労務職員等の給与については、民間に比べて高額であるという批判・指摘がされています。能登町の技能労務職員の給料表については、国の行政職給料表（二）の3級制を適用しており、今後も現行のままとします。また、職員数については、平成17年4月現在で58人に対し、平成24年4月現在で41人（△17人）となっており、退職者に対する新規採用は原則行っていません。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成19年～21年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③医療職(一)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
能登町	46.0 歳	436,600 円	1,244,420 円	675,960 円
国	50.2 歳	455,222 (492,913) 円	— 円	775,210 (820,695) 円
類似団体	48.4 歳	529,725 円	1,213,734 円	811,807 円

※ 医療職(一)は、病院に勤務する医師及び歯科医師が該当します。

④医療職(三)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
能登町	45.4 歳	308,000 円	343,232 円	312,450 円
国	45.7 歳	298,203 (313,617) 円	— 円	326,642 (342,896) 円
類似団体	40.3 歳	291,178 円	329,776 円	303,743 円

※ 医療職(三)は、病院に勤務する看護師などが該当します。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
 3 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		能 登 町	石 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	125,400 円	— 円
	中 学 卒	— 円	113,000 円	— 円
医療職(一)	大 学 卒	237,700 円	— 円	— 円
医療職(二)	大 学 卒	178,200 円	— 円	— 円
	短 大 卒	156,000 円	— 円	— 円
医療職(三)	大 学 卒	194,300 円	— 円	— 円
	短 大 卒	184,500 円	— 円	— 円

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

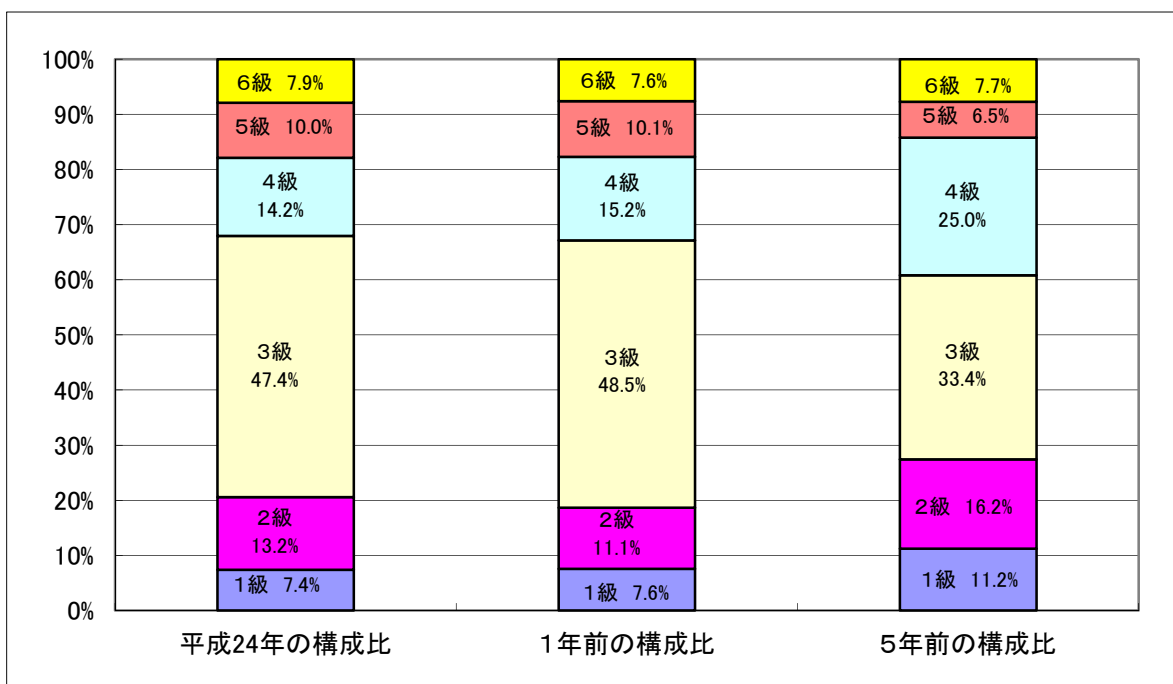
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	241,550 円	293,550 円	315,233 円
	高校卒	202,700 円	251,200 円	297,620 円
技能労務職	高校卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	230,400 円
	中学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長、室長、支所長	15 人	7.9 %
5級	課長、室長、課参事、支所長	19 人	10.0 %
4級	課長補佐、次長、所長、主幹	27 人	14.2 %
3級	所長、主幹、係長、主査	90 人	47.4 %
2級	主事、技師	25 人	13.2 %
1級	主事、技師	14 人	7.4 %

- (注) 1 能登町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

(勤務成績の評定の実施状況)

平成23年度より、医師を除く全職員に対して勤務成績の評定を実施している。

(昇給への勤務成績の反映状況)

勤務成績の評定に基づき、5段階(A~E)の勤務成績により昇給を実施し、平成25年1月1日現在の昇給については、390名中A評価0人(0.0%)、B評価40人(10.3%)、C評価333人(85.4%)、D評価15人(3.8%)、E評価2人(0.5%)であった。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

能登町	石川県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,276千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,580千円	-
(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

能力・業績に基づく人事評価は、平成23年度に導入し昇給へ反映しているが、勤勉手当への反映は、現在検討中である。

(2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

能登町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%の加算) 1人当たり平均支給額 7,179千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%の加算) 25,906千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		206 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		103,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
金沢市	3 %	2 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		4,889 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		66,972 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		27.2 %	
手当の種類（手当数）		7 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 税務職員特殊勤務手当	税務職員	町税の賦課徴収	月額 1,000円
2 ごみ処理、し尿処理作業等 従事職員特殊勤務手当	ごみ処理、し尿処理 作業等従事職員	清掃作業	日額 700円
3 自動車運転業務従事職員 特殊勤務手当	自動車運転業務 従事職員	大型特殊自動車等 の運転	日額 2,500円～500円
4 保育所保育士特殊勤務手当	保育所保育士	保育所に勤務	保育士 1,500円
5 保健衛生業務従事職員 特殊勤務手当	保健師	医療行為	日額 150円
6 火葬作業等従事職員 特殊勤務手当	火葬作業等従事職員	操炉作業	日額 2,500円
7 斎場職員特殊勤務手当	斎場職員	斎場勤務	日額 700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	9,567 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	36 千円
支給実績(22年度決算)	15,568 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	56 千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外の扶養親族 6,500円 ○配偶者がいない職員の扶養親族のうち1人目 11,000円 ○16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同	—	25,760 千円	202,834 円
住居手当	○借家の場合 ・23,000円以下 家賃-12,000円 ・23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 ・55,000円以上 27,000円	同	—	3,827 千円	131,965 円
	○自宅の場合 新築5年間まで2,500円	異	廃止		
通勤手当	○電車・バスの利用 定期代55,000円まで全額 ○乗用車等の利用 2 ~ 5km 2,000円 5 ~ 10km 4,100円 10 ~ 15km 6,500円 15 ~ 20km 8,900円 20 ~ 25km 11,300円 25 ~ 30km 13,700円 30 ~ 35km 16,100円 35 ~ 40km 18,500円 40 ~ 45km 20,900円 45 ~ 50km 21,800円 50 ~ 55km 22,700円 55 ~ 60km 23,600円 60 ~ 24,500円	同	—	14,398 千円	68,236 円
管理職手当	○管理又は監督の職務 課長 25,000円 課参事 18,000円 課長補佐 12,000円	異	職務の級及び区分に応じた定額	12,287 千円	208,254 円
休日勤務手当	祝日及び年末年始に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額を支給	同	—	375 千円	93,750 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,200円	同	—	2,808 千円	13,435 円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	町 長	740,000 (820,000) 円		(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 町 長			904,000 円/	383,500 円		
報 酬	議 長	275,000 円		499,000 円/	227,000 円		
	副 議 長	245,000 円		430,000 円/	182,000 円		
	議 員	225,000 円		400,000 円/	157,000 円		
期 末 手 当	町 長	(24年度支給割合)		2.95 月分			
	副 町 長	(24年度支給割合)		2.95 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	給料月額×在職年数×(5.0+1)		19,680,000 円	任期毎に支給		
	備 考	給料月額×在職年数×(2.2+1)		7,552,000 円	任期毎に支給		

- (注) 1 町長及び副町長の給料の()内は、減額前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額(減額前)及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

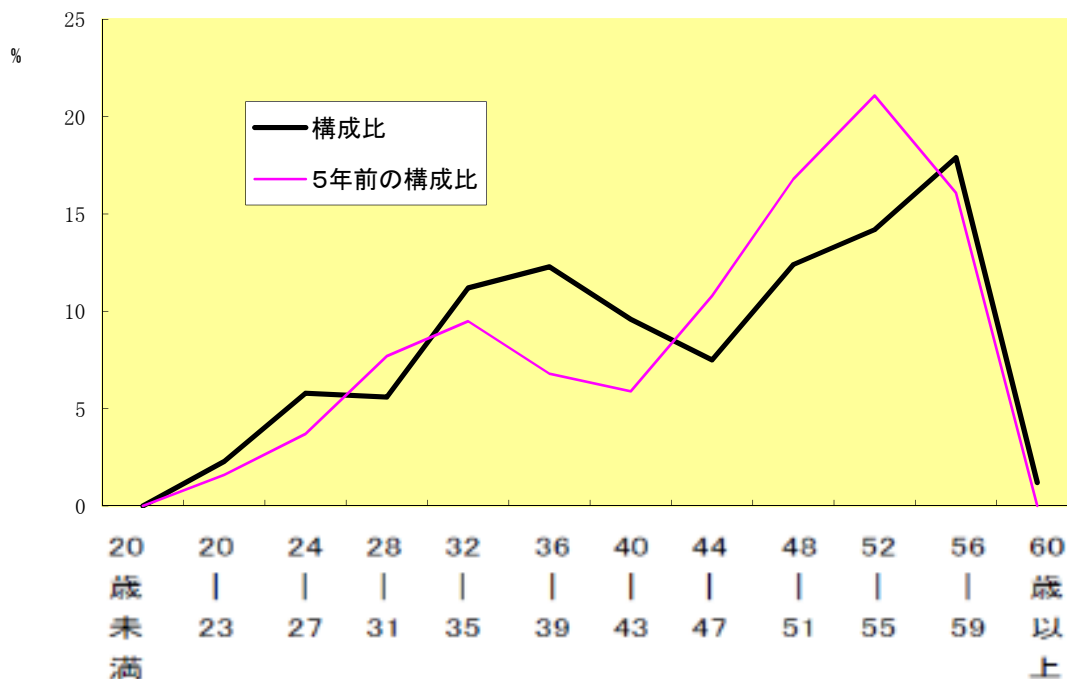
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	職員配置の見直し 組織の機構改革 職員配置の見直し 組織の機構改革 職員配置の見直し 保育所職員の減 職員配置の見直し
		総 務	77	76	▲ 1	
		税 務	16	14	▲ 2	
		労 働	2	2	0	
		農林水産	16	15	▲ 1	
		商 工	8	7	▲ 1	
		土 木	14	13	▲ 1	
		民 生	67	65	▲ 2	
	衛 生	31	30	▲ 1		
		計	235	226	▲ 9	<参考> 人口1万人当たり職員数 112.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 64.79 人)
	教育部門	33	30	▲ 3	小学校の廃校による職員の減	
	小 計	268	256	▲ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.75 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 82.45 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	138	138	0	職員配置の見直し 職員配置の見直し	
	水 道	14	13	▲ 1		
	下水道	6	6	0		
	その他	18	17	▲ 1		
	小 計	176	174	▲ 2		
合 計		444	430	▲ 14	<参考> 人口1万人当たり職員数 213.3 人	
		[600]	[600]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	25人	24人	48人	53人	41人	32人	53人	61人	77人	5人	429人

(注) 職員数は、教育長を除く一般職に属する職員数である。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	19	20	21	22	23	24	過去5年間の増減数(率)
一般行政	298	271	256	244	235	226	▲ 72 (▲24.2%)
教育	44	37	38	34	33	30	▲ 14 (▲31.8%)
普通会計	342	308	294	278	268	256	▲ 86 (▲25.1%)
公営企業等会計	205	195	182	171	176	174	▲ 31 (▲15.1%)
総合計	547	503	476	449	444	430	▲ 117 (▲21.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
23	379,725	4,826	74,277	19.6	15.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) H22平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
23	13	52,363	4,051	17,863	74,277	5,714	5,483

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

能都町、柳田村及び内浦町の3町村が、平成17年3月1日に合併し能登町となった。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
能 登 町	45.7 歳	314,600 円	482,880 円
団 体 平 均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

能 登 町				能登町（一般行政職）			
1人当たり平均支給額(23年度)				1人当たり平均支給額(23年度)			
1,374 千円				1,276 千円			
(23年度支給割合)				(23年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分	1.35 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分	(0.65) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成24年4月1日現在）

能 登 町			能登町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給	(2~20%の加算)		(退職時特別昇給	(2~20%の加算)	
1人当たり平均支給額	-	-	1人当たり平均支給額	7,179千円	25,906千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成24年4月1日現在） 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在） 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	391 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	49 千円
支給実績(22年度決算)	739 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	92 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同左	同左	2,232 千円	248,000 円
住居手当				1,014 千円	253,500 円
通勤手当				866 千円	86,640 円
管理職手当				948 千円	189,600 円

職員の服務等について

1 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（平成24年4月1日現在）

勤務時間	8:30 ～ 17:15 （1日当たり 7時間45分 1週間当たり 38時間45分）
休憩時間	12:00 ～ 13:00 （60分間）

(注) 業務の性質により、上記の勤務時間によることができない勤務箇所の勤務時間は、別に定めています。

(2) 休暇の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	事 由	期 間
年次有給休暇		1 暦年つき 20 日（20 日を限度に翌年に繰り越すことができます。）
病気休暇	下記以外	90 日以内
	結核性疾患	1 年以内
	公務上又は通勤による負傷又は疾病	必要と認められる期間
特別休暇	公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	証人等として国会等に出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間
	ボランティア活動に参加する場合	5 日以内
	結婚する場合	連続する 5 日以内
	産前の場合	産前 8 週間（多胎妊娠の場合は 10 週間）
	産後の場合	産後 8 週間
	妊娠中又は出産後 1 年以内の女子職員が受ける保健指導又は健康診査	4 週間に 1 回～ 1 週間に 1 回
	保育時間の場合（生後 1 年に達しない子）	1 日 2 回それぞれ 30 分以内
	妻が出産する場合	2 日以内
	育児参加をする場合	5 日以内
	子の看護をする場合（公学校就学前の子）	5 日以内（子が 2 人以上の場合 10 日）
	短期の介護をする場合	5 日以内
	親族が死亡した場合	親族の区分により 1 日から 7 日以内
	父母を追悼する場合	1 日以内
	心身の健康の維持・増進等の場合	連続する 3 日以内
	災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	7 日以内
	災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間
	災害時に退勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
生理休暇	必要と認められる期間	
介護休暇	配偶者、父母、子等を介護する場合	6 月以内

2 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障により職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合又は職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を降任し又は免職することができることになっています。

また、心身の故障のため、長期休養をする場合又は刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに職員が該当するときも、分限処分として、その意に反して、職員を休職することができます。

平成23年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

単位：人

降任	免職	休職	降給	計
—	—	4	—	4

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合若しくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることになっています。

平成23年度における懲戒処分の状況は次のとおりです。

戒告	減給	停職	免職	計
—	1	—	—	1

3 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の使用状況（平成23年1月1日～平成23年12月31日）

総付与日数	総使用日数	対象職員数	平均使用日数	消化率
A	B	C	B/C	B/A
15,976 日	3,747 日	403 人	9.3 日	23.5 %

注 1 対象職員数は、平成23年1月1日から平成23年12月31日までの全期間を在職した職員数（年度途中の退職・採用者、育児休業・休職等の事由がある職員並びに派遣職員を除きます。）です。

2 総付与日数には、前年からの繰越分を含みます。

(2) 育児休業及び部分休業の利用状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）

	育児休業 取得者数		平成20年度中 に新たに育児 休業が取得可 能となった職 員	うち育児休業 取得者数		うち部分休業 取得者数	
	うち両 休業取 得者数			うち両 休業取 得者数			
男性 職員			9				
女性 職員	7 6		7	8			
計	7 6		16	8			

注 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段は、平成23年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成22年度から平成23年度にかけて引き続けている者の数です。

(3) 介護休暇の取得状況（平成23年4月1日～平成24年3月31日）（単位：人）

	介護休暇 取得者数	要介護者数（職員との続柄別）						
		配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	その他
男性職員								
女性職員								
計	0							

4 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 平成23年度研修概要と研修実績

研修名	研修の目的	期間	人数
自治大学校			
第2部課程 第163期	公共政策、行政経営等	2ヶ月	1
全国市町村国際文化研修所			
行政評価の活用と展開	行政評価制度を中心とした行政経営システムの構築手法の習得	3	1
地域7項目による地域の活性化	「地域7項目」による地域経済が循環する仕組みづくりの習得	3	1
住民と考えるまちづくり	住民と共に歴史や文化財等の特性を生かしたまちづくり、住民との協働能力の習得	5	1
石川県職員研修所			
指定研修	初任者研修	4	11
	新任係長研修	2×2	18
	新任課長補佐研修	2×2	3
	新任課長研修	1×2	7
	現任係長研修	2×2	5
	職員研修2	2	4
選択研修	(1) 管理者特別研修	1	1
	(2) テーマの見方・活かし方	2	2
②対人関係能力コース	(1) コミュニケーション能力向上研修	2	3
	(2) クレーム対応力向上研修	2	1
	(3) 実践交渉力向上研修	2	2
	(4) カウンセリング・メンタルヘルズ研修	2	2
③行政実務コース	(1) 財務事務研修 基礎	2	3
	(2) 財務事務研修 実務	2	5
	(3) 税務事務研修 徴税担当者	1	1
	(4) CS（接遇）リーダ－養成研修	2	1
	(5) 法制執務研修 基礎	1	2
	(6) 法制執務研修 技術	1	1
	(7) 文書作成力向上研修	1	6
④政策形成コース	(1) 組織力向上研修	3	1
奥能登広域圏共同研修会			
第1回共同研修会	自己改革研修	1	3
第2回行動研修会	わかりやすい資料作成技法研修	1	5
町独自研修			
町職員研修会1（新採職員対象）	能登町についての基礎知識と町施設の視察研修	2	11
町職員研修会2（一般職員対象）	行政に対する不当要求の対応について	1	57
町職員研修会3（保育士）	能登町保育士研修会における「能登町音頭」の啓発に向けた講習会	1	60
その他研修			
金沢大学地域志向塾 奥能登教室（第7期）	行政に対する不当要求の対応について	3	1

(2) 職員の勤務成績の評定状況

地方公務員法第40条第1項の規定に基づき、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じています。

評定対象職員	全職員(当面の間、医師を除く)
評定対象期間	4月1日～3月31日
評定項目	(1)目標:高い目標を自ら設定し果敢に挑戦する姿勢 (2)業務実績:業務の達成度 (3)取組姿勢:職務を遂行していくうえでの態度や意欲 (4)能力:職務を通じて発揮された職務遂行能力
評定結果の反映	定期昇給 昇給・昇格の参考

5 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理、元気回復等の厚生事業を実施しており、平成23年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者	実施状況
健康管理事業	定期健康診断	全職員	351名
	生活習慣病健康診断(腎機能・眼底)	40歳以上全職員	183名
	胃検診	希望職員	11名
	大腸がん検診	〃	26名
	子宮がん検診	〃	10名
	人間ドック検査	〃	41名
	インフルエンザ予防接種	〃	153名

※公立宇出津総合病院の職員を除き、臨時職員を含む。

(2) 公務災害保障の状況(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

職員が公務遂行中及び通勤中に負傷したり、公務が原因となって発症した疾病等公務上の災害として認定した件数は次のとおりです。

認定件数	内 訳	
	公務災害	通勤災害
1	1	—

6 平成23年度における公平委員会の業務の状況

1 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当ありません

2 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当ありません